

西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業に係る
実施方針の策定の見通しについて

令和 4 年 11 月 25 日
(2022 年)

西宮市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 15 条、及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則第 2 条により、下表のとおり公表します。

なお、実際に策定する実施方針が下表の内容と異なる場合や、下表に掲載されていない事業について実施方針を策定する場合があります。

事業の名称	西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業
期 間	契約締結日から 2048 年 3 月 (予定)
概 要	西宮中央運動公園及び新中央体育館、新陸上競技場等の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営等
公共施設等の立地	・西宮市河原町 3、3-2、8、23、28-2 ・西宮市中屋町 29、39
実施方針を策定する時期	令和 4 年 12 月 (予定)
所管部署	産業文化局文化スポーツ部 スポーツ推進課 運動施設整備担当 電話 0798-35-3426